

NO.21

The School Health

(第二十一号)

学校保健

いいて康にをたを成的格教
行な充重つ愛者な育の育
わ国ちんとしと國完の目
な民たじび、個て及を的
教けの心、育れ育身自勤人真びめ
基は成と主労の理社ざ教育
本なきも目的と価と会し教育
法ら期に精貴値正の平は
なし健神任を義形和人

財団法人 日本学校保健会会報
昭和32年6月1日発行(隔月1回1日発行)

編集発行
日本学校保健会
岩原 拓
東京都港区西久保
明舟町10番地
電話(50) 3785
9974
振替口座東京 98761
印刷所 伊東進歩堂
東京都文京区東青柳町30

価額 1部15円(送料とも)



時評

全ての努力をこの一年に

新学年度を迎えて、早くも学校医の公務災害補償に関する法律が国会を通過したり、児童生徒の災害に対する予防と補償についての衆参両院の文教委員会の決議が行われたりした。まさに幸先よき年である。

学校保健の振興については数多くの問題が山積されている。新学年度になつてから開催された日本学術会議においても、学校保健の科学的推進について提案協議され、第七部会はこのため特に委員会を設けて今年秋を目ざして検討成案を得、全国全領域の科学者代表の集会である総会に持込まれる模様である。

全国学校保健大会に毎年連続決議されたいわゆる学校保健の全面的法的整備についても、何か明るい前途が考えられる。

しかし、ローマは一日にしてなるのではない。われわれは相協力して最大の努力をこの目標に向つて傾倒していくべきと思う。全国の学校保健関係者がそれぞれの地域と職場において、いかなる努力をすればよいか。その内容については、ここに改めて申すまでもないであろう。全国

前記の国会の動きについても、学校医会長鳥山氏、福岡県の蔭谷の努力と谷口参議院議員の表裏にわたりたる努力は筆舌につくせないものがあつたときいている。

学校保健関係者の全努力をこの一年に集中して、明るい来年を迎えたいと思う。

第二十一号記事

学校保健の動向

◆ ◆ ◆
保健寸話

学校保健と組織活動

(新潟県直江津小学校の場合)

学校身体検査の座談会(統)

◆ ◆ ◆
地方だより

写真撮影・竹内光春

労働省産業安全研究所指導・財団法人日本学校保健会編著
学校安全の研究 — 安全の學習を中心として —
最近重大な事故災害が相次いで起るので一躍安全教育の重要性がいたるところで取りあげられています。わが国安全の第一人者武田晴爾氏を始め諸権威による小、中、高等学校の安全學習についての本書は刊行以来各方面の絶賛をうけております。各学校明日の指導に直ちに役立つ本書を速刻御利用下さい。(A5判二五五頁 定価三四〇円送料四円)
申込送金は 日本学校保健会へ (東京都港区芝西久保明舟町一〇 振替東京九八
七六一番)

学校保健の動向

国会の動き

災害補償に関する法律

「公立学校の学校医の公務

△制定の要旨

この法律は、いわゆる議員立法であつて、新たに公立学校の学校医の公務上の災害について、常勤の国家公員である医師に対して行われる同種の補償と同程度の補償を行うことを定めたものである。

公立学校には、その職員として学校医が置かれ、児童生徒等の疾病予防、保健指導等医事を主とする学校医が、学校医は非常勤の嘱託員であるが、学校医は非常勤の嘱託員であるから特別職に属する地方公務員として地方公務員法は適用されず、また使用者たる地方公共団体と学校との関係はいわゆる労働関係でないから労働基準法も適用されない。従つて、公立学校の学校医が、たとえ昭和二十四年十一月に熊本県において起つた修学旅行中の殉職事故のように、職務遂行中に負傷したり、疾病にかかりたり、発疾となり、あるいは死亡したとしても、これがによって学校医およびその扶養家族が受けた損害について、使用者たる地方公共団体が補償するとする法制度は実施されていなかつたのである。なお、国家公務員たる国立学校の学級医については、一般職に属するものとして国家公務員法およびこれ

に基く国家公務員災害補償法の定めによつて、公務上の災害補償が実施せられており、公立学校の学校医の場合とは、制度上の相異があつた。

△本法の内容

この法律の内容を摘記すると、次

一 地方公共団体の補償義務

地方公共団体は、その設置する学校（学校教育法第一條に定める学校であつて、各種学校は除外される）の非常勤の学校医の公務上の負傷、疾病、発疾または死亡（以下「災害」と総称）に対し、この法律の定めるところによつて、補償を行わなければならないこととされた（法第一條）。なお、この補償義務については、國家公務員災害補償法の場合と同様に、損害賠償の免責、第三者に対する損害賠償請求権の移転等の規定がある（法第九条および第一〇条）。

（二）災害補償の種類

地方公共団体が行う学校医の公務上の災害に対する補償（以下「補償」と略称）の種類は、法第三条に定めるところによつて、国家公務員の場合と同じである。

△補償の範囲、金額、支給等

○米田委員 文部大臣に伺います
が、学校医の全国の総数と、それから一年間の出校回数及びその時間数おらず、又相当低いという事実に

第十六回国会衆議院文教委員会において、三月十三日文教行政に関し次の質疑応答が行われた。

（一）災害補償の内容
（二）災害補償の範囲

（三）災害補償の種類
（四）災害補償の方法

（五）災害補償の金額

（六）災害補償の支給方法

（七）災害補償の期間

（八）災害補償の手続

（九）災害補償の算定方法

（十）災害補償の支給方法

（十一）災害補償の算定方法

（十二）災害補償の支給方法

（十三）災害補償の算定方法

（十四）災害補償の支給方法

（十五）災害補償の算定方法

（十六）災害補償の支給方法

（十七）災害補償の算定方法

（十八）災害補償の支給方法

（十九）災害補償の算定方法

（二十）災害補償の支給方法

（二十一）災害補償の算定方法

（二十二）災害補償の支給方法

（二十三）災害補償の算定方法

（二十四）災害補償の支給方法

（二十五）災害補償の算定方法

（二十六）災害補償の支給方法

（二十七）災害補償の算定方法

（二十八）災害補償の支給方法

（二十九）災害補償の算定方法

（三十）災害補償の支給方法

（三十一）災害補償の算定方法

（三十二）災害補償の支給方法

（三十三）災害補償の算定方法

（三十四）災害補償の支給方法

（三十五）災害補償の算定方法

（三十六）災害補償の支給方法

（三十七）災害補償の算定方法

（三十八）災害補償の支給方法

（三十九）災害補償の算定方法

（四十）災害補償の支給方法

（四十一）災害補償の算定方法

（四十二）災害補償の支給方法

（四十三）災害補償の算定方法

（四十四）災害補償の支給方法

（四十五）災害補償の算定方法

（四十六）災害補償の支給方法

（四十七）災害補償の算定方法

（四十八）災害補償の支給方法

（四十九）災害補償の算定方法

（五十）災害補償の支給方法

（五十一）災害補償の算定方法

（五十二）災害補償の支給方法

（五十三）災害補償の算定方法

（五十四）災害補償の支給方法

（五十五）災害補償の算定方法

（五十六）災害補償の支給方法

（五十七）災害補償の算定方法

（五十八）災害補償の支給方法

（五十九）災害補償の算定方法

（六十）災害補償の支給方法

（六十一）災害補償の算定方法

（六十二）災害補償の支給方法

（六十三）災害補償の算定方法

（六十四）災害補償の支給方法

（六十五）災害補償の算定方法

（六十六）災害補償の支給方法

（六十七）災害補償の算定方法

（六十八）災害補償の支給方法

（六十九）災害補償の算定方法

（七十）災害補償の支給方法

（七十一）災害補償の算定方法

（七十二）災害補償の支給方法

（七十三）災害補償の算定方法

（七十四）災害補償の支給方法

（七十五）災害補償の算定方法

（七十六）災害補償の支給方法

（七十七）災害補償の算定方法

（七十八）災害補償の支給方法

（七十九）災害補償の算定方法

（八十）災害補償の支給方法

（八十一）災害補償の算定方法

（八十二）災害補償の支給方法

（八十三）災害補償の算定方法

（八十四）災害補償の支給方法

（八十五）災害補償の算定方法

（八十六）災害補償の支給方法

（八十七）災害補償の算定方法

（八十八）災害補償の支給方法

（八十九）災害補償の算定方法

（九十）災害補償の支給方法

（九十一）災害補償の算定方法

（九十二）災害補償の支給方法

（九十三）災害補償の算定方法

（九十四）災害補償の支給方法

（九十五）災害補償の算定方法

（九十六）災害補償の支給方法

（九十七）災害補償の算定方法

（九十八）災害補償の支給方法

（九十九）災害補償の算定方法

（一百）災害補償の支給方法

（一百一）災害補償の算定方法

（一百二）災害補償の支給方法

（一百三）災害補償の算定方法

（一百四）災害補償の支給方法

（一百五）災害補償の算定方法

（一百六）災害補償の支給方法

（一百七）災害補償の算定方法

（一百八）災害補償の支給方法

（一百九）災害補償の算定方法

（一百二十）災害補償の支給方法

（一百二十一）災害補償の算定方法

（一百二十二）災害補償の支給方法

（一百二十三）災害補償の算定方法

（一百二十四）災害補償の支給方法

（一百二十五）災害補償の算定方法

（一百二十六）災害補償の支給方法

（一百二十七）災害補償の算定方法

（一百二十八）災害補償の支給方法

（一百二十九）災害補償の算定方法

（一百三十）災害補償の支給方法

（一百三十一）災害補償の算定方法

（一百三十二）災害補償の支給方法

（一百三十三）災害補償の算定方法

（一百三十四）災害補償の支給方法

（一百三十五）災害補償の算定方法

（一百三十六）災害補償の支給方法

（一百三十七）災害補償の算定方法

（一百三十八）災害補償の支給方法

（一百三十九）災害補償の算定方法

（一百四十）災害補償の支給方法

（一百四十一）災害補償の算定方法

（一百四十二）災害補償の支給方法

（一百四十三）災害補償の算定方法

（一百四十四）災害補償の支給方法

（一百四十五）災害補償の算定方法

（一百四十六）災害補償の支給方法

（一百四十七）災害補償の算定方法

（一百四十八）災害補償の支給方法

（一百四十九）災害補償の算定方法

（一百五十）災害補償の支給方法

（一百五十一）災害補償の算定方法

（一百五十二）災害補償の支給方法

（一百五十三）災害補償の算定方法

（一百五十四）災害補償の支給方法

（一百五十五）災害補償の算定方法

（一百五十六）災害補償の支給方法

（一百五十七）災害補償の算定方法

（一百五十八）災害補償の支給方法

（一百五十九）災害補償の算定方法

（一百六十）災害補償の支給方法

（一百六十一）災害補償の算定方法

（一百六十二）災害補償の支給方法

（一百六十三）災害補償の算定方法

（一百六十四）災害補償の支給方法

（一百六十五）災害補償の算定方法

（一百六十六）災害補償の支給方法

（一百六十七）災害補償の算定方法

（一百六十八）災害補償の支給方法

（一百六十九）災害補償の算定方法

（一百七十）災害補償の支給方法

（一百七十一）災害補償の算定方法

（一百七十二）災害補償の支給方法

（一百七十三）災害補償の算定方法

（一百七十四）災害補償の支給方法

（一百七十五）災害補償の算定方法

（一百七十六）災害補償の支給方法

（一百七十七）災害補償の算定方法

（一百七十八）災害補償の支給方法

（一百七十九）災害補償の算定方法

（一百八十）災害補償の支給方法

（一百八十一）災害補償の算定方法

（一百八十二）災害補償の支給方法

（一百八十三）災害補償の算定方法

（一百八十四）災害補償の支給方法

（一百八十五）災害補償の算定方法

（一百八十六）災害補償の支給方法

（一百八十七）災害補償の算定方法

（一百八十八）災害補償の支給方法

（一百八十九）災害補償の算定方法

（一百九十）災害補償の支給方法

（一百九十一）災害補償の算定方法

（一百九十二）災害補償の支給方法

（一百九十三）災害補償の算定方法

（一百九十四）災害補償の支給方法

（一百九十五）災害補償の算定方法

（一百九十六）災害補償の支給方法

（一百九十七）災害補償の算定方法

（一百九十八）災害補償の支給方法

（一百九十九）災害補償の算定方法

（一百二十）災害補償の支給方法

（一百二十ー）災害補償の算定方法

（一百二十ーー）災害補償の支給方法

（一百二十ーーー）災害補償の算定方法

（一百二十ーーーー）災害補償の支給方法

（一百二十ーーーーー）災害補償の算定方法

（一百二十ーーーーーー）災害補償の支給方法

（一百二十ーーーーーーー）災害補償の算定方法

（一百二十ーーーーーーーー）災害補償の支給方法

（一百二十ーーーーーーーーー）災害補償の算定方法

（一百二十ーーーーーーーーーー）災害補償の支給方法

（一百二十ーーーーーーーーーーー）災害補償の算定方法

（一百二十ーーーーーーーーーーーー）災害補償の支給方法

（一百二十ーーーーーーーーーーーーー）災害補償の算定方法

（一百二十ーーーーーーーーーーーーーー）災害補償の支給方法

（一百二十ーーーーーーーーーーーーーーー）災害補償の算定方法

（一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーー）災害補償の支給方法

（一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーー）災害補償の算定方法

おります。時間数で申しますと、一人年間の平均で四十一・七時間、こ
ういうことになつております。それ
から報酬でござりますが、戦前の報
酬は大体最低三十円から最高が二百
円、現在の報酬は最低が五百円、最
高が一万八千円、平均が三千円、倍
率に直しますと、戦前の三百倍をち
よつとこえております。

前の六十倍の手当というようなケースがほかの場合の報酬の問題であるから取り残されておつて、そうして学校医の犠牲の上に新しい教育が行われつつある現状を見るべきじやないか、こう思うのですが、御所見いかがでしようか。

○内閣政務官 学校医は御承知の通り非常勤の公務員でございますので、お話をのように大体低いことは事実でございます。非常勤の公務員といったしましては、教育委員とか昔の学務委員等の制度もござりますが、一般に非常勤の方はお話をのように低いのでございます。今後こういう犠牲において学校教育の運営をはかることは私どもも好ましくないと思ひますので、できるだけ増額するように関係方面と折衝している。

○米田委員 これは私が申し上げるまでもなく、学校的健康管理、健康教育というものは、戦後の新しい教育的一大特色になつておるわけです。この淵源は、御承知のようにワイマール憲法の生存権の保障の宣言以来の問題でありますて、わが憲法二十五条は、これをおこそかに規定しております。この精神を受けて、学校教育法十二条にこのことが定められておるわけであります。そういうことを考えてみると、新しい教育精神というものをどの程度に理解して行政をやつておるかということが疑われるのじやないかと思うわけであります。これは非常勤だからといって結局犠牲をいるような格好

になるわけでございます。これらの規定をいろいろ見ても、その仕事の分量、責任というものが戦前とはほとんど違つておるわけです。この点はほんとうに新教育の精神を達成しようというお考へでなければならぬし、またそういうお考へであればその裏づけのこういう施策がもつと急速に世の中とテンポを合せて実現しなければならぬ。こういうような報酬の問題は文部省が直接出すわけでは勢いて、それまでにでもとりあえず緊急措置を教育委員会の方に指導していただくよう、私はぜひ有力な方法で有効な施策を希望するわけです。大臣の御所見を伺いたい、

○内藤政府委員 地方財政計画の方に一応見込んでおるのが大体三千円程度でござりますので、地方財政計画において、その裏づけになりますところの基準財政需要額の引き上げについて今後努力いたすとともに、できるだけ地方の教育委員会にもこられが増額方についてしばしば要望して参つたわけでございます。大へん現状が低い点については私ども遺憾に思つております。

○灘尾文部大臣 学校医の問題についてのお尋ねでございますが、実は私も今日の学校医の状態につきましては、一面においていかにも整備しておらない状態に驚きますと同時にしましては、学校医の諸君にも感謝しなければならぬと思つておる次第であります。いずれにいたしま

参議院及び衆議院の文教委員会は児童生徒の災害に対する予防と補償について次の決議が行われた。

災害補償に関する決議
(参議院文教委員会)

ニチバンの 糸創膏

An illustration of a woman with short hair, smiling and holding a small white bottle with a blue label. The label has the text '東京' (Tokyo) and '大阪' (Osaka) on it. Below the label, it says '日経薬品工業株式会社' (Nikkei Pharmaceutical Industry Co., Ltd.).



害を受けた場合は、公正な補償を行
うよう速かに適切な措置を講ずべき
である。

右決議する。

(児童生徒の災害に対する予防と補償に関する件)

(衆議院文教委員会
五月十八日決議)

「学校保健法」の實現を

で、生活がよくなり糖分を国民が多く摂るようになると学生のむし歯も増えてくるのである。ところで学校歯科の方面と本会と協同して「むし歯半減運動」を企てたり、また「近視半減運動」を学校医会と本会と手をたずこえて取り上げているのは、このためといつてよいわけである。

い。要するに法律を作れば児童生徒の健康が一層向上し文化が推進されることを具体的に示すことが、国会並びに一般社会に認められるることであり、また「学校保健法」の実現のために必要であると信じる。

保健才話

戦後の学校保健の状態をみると、目立つて気が付く点が二、三ある。それは、戦時中著しく悪化した体格がみごとに復旧したこと、は言うまでもないが、と同時に青少年の結核が減つたことと、また学生の近視眼が戦時中は減つていたが、戦後教育が回復し、また国情が復旧するにつれ再び増加するようになつたこと

なお本会が実行している耳鼻咽喉科疾患と学業成績向上運動は、学校保健としていずれも重要な問題といわなければならぬ。この種の啓蒙運動を行うとともに、その実績をあげることができれば、かねてからの問題となつてゐる「学校保健法」の実現も決して難しことは言えないであろう。「学校保健法」の実現には今國大会からの要求も必要であるが、まさに学習委員會

み、その教育の責務を負う国及び地方公共団体は、児童、生徒の身心の保護育成について、不斷の配意をなし、その災害を未然に防止するはもちろん、万一、学校管理の教育活動中に、不慮の災害を起した場合においては、これに対して急速に適正な補償が行われる必要がある。政府はすみやかにこれがために所要の措置を講すべきである。右決議する。

研 事
究 例

学校保健と組織活動

—新潟県直江津小学校の場合—

定価 100円

世界に誇る国産新抗生物質

おでき・とびひ・あせも・にきび
たむし・きり傷・火傷

日研化学株式会社

A small, tapered tube of paint with a label that reads "DYE" at the top. Below it, there is more text that is partially obscured and difficult to read.

そこで、新校長は教育の場を造るという考え方から当初は、校舎整備に全力を傾け、一年後に一応の成果をあげた。が、この間朝礼のわざかな時間にも、貧血で倒れる児童があとを絶たないと、やせ細った筋骨の子供が多いのに心を痛めていた宮澤は、翌二十二年から、こんどは全校児童の健康確立のために、一層の情熱をもつて奮い立つた。そして校内における保健活動の組織や準備を進めるとともに、同校長の創案した新計画「移行学級」というのを開設した。また校内の保健活動については「児童に対する、将来国家及

組織され、どの様に運営されているかを、いま少しく調べてみることにしよう。

三 自主 自治 自律の生活態度の養成

四 心身健康な直江津児童の養成

五 豊かな情操と生活力の基礎養成

がそれであるが、この中でも、「心身健康」な児童をとくに謳つてゐる。しかも、学校の教職員の世話で健康にするというのでなく、五項目にあるように「児童の自主的な創意と自治自律的な実行によつて健康を獲得して豊かな生活力の基礎とする」方針で指導している。だから、この学校的保健活動組織は、四年男女各三名、五・六年は各学年男女各五名、計二十六名に指導教師を加えた児童保健委員会が中心になつて運営されている。

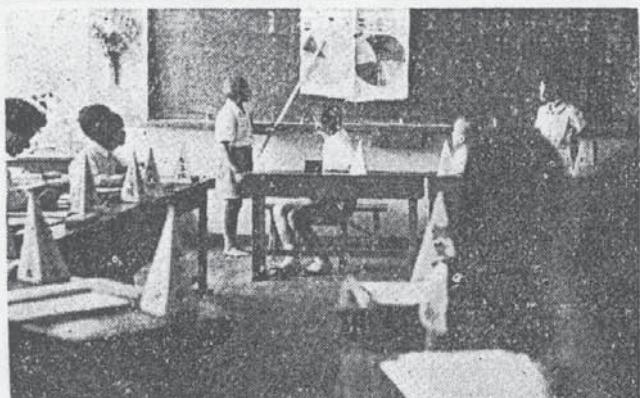
按
び社会の構成者として、心身ともに健康な国民となるよう指導しなければならない。ここにどうしても、「健康教育が行われなければならない」という観点から同校の教育五目標をうなづいた。

一 真理と正義愛好の個人完成

二 個性を生かす社会人養成

文獻贈呈

ガラマイシン 軟膏



とり上げられた保健衛生関係の諸問題を提出し、討議や研究を行う。この実施については、つぎに説明する。

学校保健委員会に代表を送り、専門家、P.T.A.の意見をたずねて実施計画を立て、さらに児童会にはかつた上で、児童自らの力で学校の内外にわたって児童自身の保健衛生生活の向上に努力している。例えば次のような活動である。

イ 週番による学校内の衛生管理

ロ 校内放送を利用して、清掃状況の報告と反省

ハ 児童会保健委員による校内美化

ニ 教室当番による朝清掃の励行

ホ 児童会による月末大清掃

ヘ 毎日曜の児童会通学団による町内清掃

なお、「学校保健委員会」の構成と運営は次のようなものである。

△構
虚

- イ 校長、教頭、保健主事、教務主任、各教科主任（八名）、養護教諭、養護婦、給食部員
 ハ 教育委員会事務局学校教育課
 ハ 長、市保健衛生課長
 ハ P T A 正副会長、P T A 保健部委員会正副委員長、P T A 地区代表（三名）、母親代表（三名）
 ニ 学校医（三名）、学校歯科医（一名）
 ホ 児童保健委員会代表（十名）
 ホ 男女各五名）

口 運営
 イ 隔月に開催する定例委員会のほか、必要によつて隨時開催する。

口 児童保健委員会で研究討議された問題を、児童保健委員会代表を中心として、P T A、専門家のそれぞれの立場において指導援助し、児童自らの考え方で、自ら実施反省して行く上に、よりよい協力をする。そして児童の声を、あるいは地域P T Aにあるいは市当局に伝えて、保健衛生生活の改善向上に貢献する。

また、教職員の保健活動は「職員健康にして明朗な精神が児童の健康教育に対して最も重要である」とて、毎週火曜日の午後に全職員が加して、校外から講師を招いて健専門部的研究をする。児童の保有关する座談会を開いたり、体育楽のクラブ活動やレクリエーションを行ふほか、各研究部を設けて各活動は街頭浄化、結核予防、夏期もろんである。一方P T Aの保

聚落、移行学級、校内保健設備等への協力援助のほか、PTA保健部から学校保健委員会に委員をおくり、学校、家庭、社会の間に立つて大きい役割を果している。

一 少女・町講会を動かす

このように、直江津小学校の保健活動は学校保健委員会、児童保健委員会の組織があり、これに教育保健活動、PTA保健活動が有機的に結びついているほか、地域社会との協力——つまり市役所、保険組合、保健所等とも緊密な連絡をとり、すべてが円満に運ばれ、こうした力が、学校の保健事業の遂行にいかんなく発揮されているわけである。

年間の学校保健計画は、多くの事業内容をとつて、毎年確実に遂行されているが、次にその概要をかいづまんでみよう。

ほとんど毎月行われるものに、身体検査（四月だけは総合検査、五月以降は身長、体重、胸囲等の測定）、健康相談、大清掃がある。春、梅雨、夏、夏休、冬等には各季節毎の健康管理の指導を行う。結核関係では、レントゲン間接撮影（六、十一、二月）、精密検査（九、十一、二月）、ベルクリン反応、BCG接種（六、十二月）。寄生虫駆除については、検便（四、十月）駆除指導と駆虫剤服用（五、十一月）。眼病については、検診と洗眼開始（四月、十月再診）、予防指導（五月）。急性伝染病予防接種は腸・パラチフス（五月）、ジフェリヤ（十一月）。シラミ駆除（十二、一、二、三月）。虚弱児指導（五月開始）。むし歯予防指導、抜歯（六月）。凍傷検査、治療開始（十二月）。また高学年修学旅行者

(五月) 夏期聚落や、水泳に参加する児童(七月)の特別身体検査も行う。そのほか、家庭環境調査(五月)夏季聚落設備の整備、夏季聚落(七月)水泳、早起会、町内清掃の指導(八月)等があつて、三月には「私の健康発表会」身体、衛生検査、食物、病気」など年間生活の反省行事で最後を飾つてゐる。

このように、積極的な保健活動が行われてゐるので、児童の衛生に対する観念の向上と自主的活動には、市民がびっくりするような効果を上げたものも少くない。例えば校庭を貫流している天王川という幅四米くらいの小川があるが、町の中を流れてくるので各戸の汚水が流れるばかりでなく大量のゴミを投げ捨てるため、護岸の出来ていない関係もあつて、水量の少ないときは淀んで全くのドブ川となる。鼻を突く異臭と、ここから発生する蚊に先生や生徒が刺されても満足にできないことがあつた。

ところが、五年の一女子児童がこの天王川について、水温、水量、リットル中のボーフラ数、教室に侵入するカやハエの数を長期間にわたり連日調べるなどして「天王川と衛生」と題する観察記録を作り上げた。市民の誰もが不潔と感じながら、数十年來放置されていたドブ川は、ついに小学生の手による「記録会」が當時(昭和二十六年)の町議会を開いて動かして、予算が組まれ、改修、護岸工事ができたばかりでなく、渭水の放流も行われるようになつた。天王川の完全清掃が実現した。

体位を向上させよ!



大正製薬

高単位総合ビタミン剤

בְּרִית מָנָה

東京都豊島区 大正製薬株式会社

学校身体検査の座談会(続)

W とにかく身体検査の時には、一つの学校行事として、身体検査週間として全校あげて之に協力するようにもつていただきたいですね。勿論この為には、検査の場所、その明示、脱衣所、控室等を整備しておくことは当然必要でしよう。

P

こう言う面で、教育委員会の指導なり、監督というようなことはある程度必要ですね。

G W 病院検査の方はどうでしよう。

G 内科では割合に見落しがあるので、特に神経衰弱等は判らないから、看護教諭なり担任が側についていて、校医と連絡するようにしていく、そうすれば或程度発見することが出来るので私の学校ではそうしております。その他にも虚弱児童や、頭痛の子供などもそうですね。

G

私の学校では測定には全職員が当つて内科の場合も、今のような方法で、五日間位で終るようになります。

・・・話す人・・(順不同・敬称略)

東京都教育厅学務部保健課	中本 光子 徹
技師	室井 光子
調査員	左近允正矩
東京都杉並区教育委員会	黒田 利行
教育指導員	白石 けい
主事	溝口けいさ子
副部会長	東京都養護教諭部会
副部会長	東京都杉並区教育委員会

P

「全員が反応をやらしてもらいたい」

といわれます、そうすれば割合によく現状を捕えるのに好都合だという

O

ですがね。小学校の検診資料が不備のような場合は入学者一齊にやることは必要なではないでしょ

W

うか。口腔検査についてはどうでしょ

W

う。

P

う。

O

う。

G 私の区では、医師の話し合いに費用の問題が出て来ますね。ここに悩みもあるわけですね。これに思いますが、学校や地教委が、どのように考へておられるでしょうか。

P 定額診療の問題ですが、診療券を出して健康保険があるので、それでも治療してもらえるようになります。大体夏休み中に実施するようになり、時期を一定にしています。

O 地域的に統一することも必要です。

O G 私の所ではやつています。

P G ところが、生活保護をうけている家庭はよいけれども、準保護家庭も問題になつて来ますが、どうですかね。

P G 災害はまあ仕方ないとしても、疾患には出来るだけならないように予防的な見地から心掛けるように指導することが必要ですね。

P G 教育や、児童、生徒の保健活動を徹底させるようにすることですね。このようないい處で、予備知識を高めることが先決問題でしよう。

P 現実には、家庭経済の事情等により行政機関が補助しているので、はないでしょうか。

○ ○ P M そうでしょう。いまの所では止むを得ないかも知れません。ここに東京都二十三区の治療補助費の一覧があるから、読者の参考にしておきましょう。

統計 終つた後の結果を学校毎に持寄りして専門別に検査医との話合をする会を作ることが必要ではないでしょうか。そして学校では校医団

P G 私の区は一覧表にしてくばつている、病気の種類によつては非常に差がある。次年度は、これを参考として実施するようにする。現場で持寄つて同一市町村内の専門医の人々に来てもらつて、出来

W どうやら時間も来たようですからこの辺でよろしいでしよう。こうしてみると、結核検診に関する事が出て来ませんでしたがこれは又、今度の機会に割愛させていたしました。

治療補助費一覧表				
区	寄生虫予防費	う歯予防費	トロホーム予防費	
1	0	0		0
2	検便費年3回 1人当30円	0		0
3	寄生虫卵保有者 驅虫薬費1人5円	材料費 1校平均5,000円		0
4	検便費1人当16円	0		0
5	0	0		0
6	0	0		0
7	0	0		0
8	0	0		0
9	0	0		0
10	検便費(年2回)1人15円	材料費 1人 1円50銭	貧困家庭児童生徒 100,000円	0
11	0	0		0
12	検便費(貧困家庭)95,000円	0	貧困家庭児童生徒在籍数 の5% 4,400円	0
13	検便費年2回1人10円	材料費 1校 2,200円		0
14	検便費年1回1人15円	0	貧困家庭児童生徒 1人3,000円 100人分	0
15	検便費年2回1人16円 検便費年2回1人30円 驅虫薬年2回1人40円	拔歯アマルガム充填 1人 20円 在籍数の 5割		0
16	0	0		0
17	0	0		0
18	0	0		0
19	検便費年1回1人15円	0		0
20	0	0		0
21	検便費年1回1人10円	0		0
22	0	0		0
23	検便費年1回1人10円	0		0

よい子の健康を守る

シオノギの お子様用総合ビタミン

元気ポン末・液

25g 260円・100g 900円・15cc 300円

SHIONOGI

一番新しい…効果の優れた

虫下し

▶歯がよく下りる
▶絶食が要らない
▶下剤も要らない
▶副作用がない

虫・蚊が同時に下りる

元気ポン

20錠 100錠

地方だより

山形県学校保健連合会

保健主事指導者養成講座、性教育講演会、むし歯半減運動が六月、肢体不自由児海浜学校、巡回検便兼予防実技講習会が七月開かれる。なお、中学校における性教育カリキュラムの検討、小学校における保健的な道徳の基礎態度の研究、養護学級における生活指導計画の研究、給食學習指導計画の改訂等研究を行つてある。

群馬県学校保健会

校長部会が六月、寄生虫、トラコーマ、結核、むし歯講習会・健康優良児童審査会が七月に開催される予定である。

新装置器を購入したので、希望校に対し常時X線検診を行う。

千葉県学校保健会

学校保健委員研究協議会が六月二十八日、関東甲信越静学校保健主事研究集会が七月四日、五日、六日、養護教員研究集会が七月二十三日に開催される予定である。

本年度は、校長、保健委員、保健主事の研究と協力によって県下の学校保健の振興を企画している。また、第一回の保健主事研究集会、第七回の全国大会が本県で開催されることになつたのでこれを契機として大いに県下の保健研究を推進すべく張り切つてい

る。

キュラムの検討、小学校における保健的な道徳の基礎態度の研究、養護学級における生活指導計画の研究、給食學習指導計画の改訂等研究を行つてある。

中学校から六校研究会が七月に開催される予定である。

県下小、中、高等学校から六校研究会が七月に開催される予定である。

県下小、中、高等学校から六校研究会が七月に開催される予定である。

会員から特別研究者を指定し、この研究に対して助成金を出し県内或はプロツク、全国の学校保健大会に研究発表する。

東京都学校保健会

学校ブル水質検査と指導が六月から八月、口腔衛生強調週間協力、第十四回学童歯磨訓練大会、学校保健講習会が六月、第四回東京都学校保健大会(於目黒公会堂)が七月十八日に開催される予定である。

名古屋市学校保健会

定期の学校保健研究発表会が六月に開催される予定である。この発表会は、本会学術部において行うもので、毎回二十余名の発表者があり、回を重ねる毎に盛大となり、毎回百数十名の来会者をみる本会自慢の行事の一つである。

高知県

高知県教育委員会は本年度七人の薬剤師を学校薬剤師設置のための「準備委員」として任命することを決めこれが予算をも獲得した。

県教委は将来、県下全体に学校薬剤師を設置したい構想を持っている。そして実際的には、明年四月一日から、市町村の教育委員会が夫々適当数の学校薬剤師を「諮詢委員」の性格で任命し、学校の薬事、食品、環境衛生の改善向上を図り、衛生物資面からする学童の保健体育の増強を企図しているといわれる。

この高知県の行き方が成功した曉には、全国僻地県に対するモデルケースに成功したこととなり、日本の学校保健に対する薬学の真価発揮に異彩を放つこととなり、本会としても非常に期待しているところである。

校医部、歯科医部、薬剤師部会はそれぞれ独自の立場において部会を開き、関係方面と連絡協調し、東甲信越静地区養護教員研究集会は、先づ各市町村教育委員会の諮問機関的性格を盛つた施策であり、僻地において校剤の浸透を図るために、概ね一学校一薬剤師となるためには、これが最善の方策であり、近道であると地元高知県薬(会長秋山勇氏)は大いに歓迎しており、県下の町村合併が完了すれば教委の数は四十二となる(現在は七〇)、その中二十九地区では現在既に薬剤師が居住しているので、学校薬剤師を各地区に最少限三名づつ明年度以降に任命されるよう推せん方針を計画している。なお、県教委では、文部省令の「学校薬剤師を置くことができる」を「置かなければならない」に改正する方針といわれる。

埼玉県学校保健会

健優良児童地方審査が六月、関東甲信越静地区養護教員研究集会が七月に開催される予定である。

会員から特別研究者を指定し、この研究に対して助成金を出し県内或はプロツク、全国の学校保健大会に研究発表する。

校医部、歯科医部、薬剤師部会は

それぞれ独自の立場において部会を開き、関係方面と連絡協調し、東甲信越静地区養護教員研究集会は、先づ各市町村教育委員会の諮

問機関的性格を盛つた施策であ

り、僻地において校剤の浸透を図

るためには、これが最善の方策で

ある。

ある。